実務展望

てんぼう

一般社団法人 東京都溶接協会
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
株式会社 三浦事務所
発行所・東京都江東区大島三丁目１番11号
産学協同センター
電話 03―3685―5700（代表）
編集発行人 三浦繁夫　　© 2020
毎月1回1日発行　　定価100円・〒共

完成直前の八ッ場（やんば）ダム（群馬県吾妻郡）　　編集部（高木）撮影

（カラー版は http://www.miura21.co.jp でご覧いただけます）

ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日　時：2020年11月19日（木）・20日（金）
午前９時30分～午後５時
会　場：産学協同センター
東京都江東区大島３―１―11
受講料：会員28,000円・一般32,000円（テキスト代含む）
試験日：2020年12月８日（火）

一般社団法人 東京都溶接協会
TEL：03―3685―5448
FAX：03―3682―4902
URL：http://www.jwes-1st.jp

「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」

―― 開催のご案内 ――

開催日：2020年10月13日㈫
会　場：江東区亀戸６－41－20
機缶健保会館　※駐車場はございません
受講料：10,842円（消費税込み・テキスト代含む）
※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
南関東講習センター
〒136-0071　江東区亀戸6-41-20　機缶健保会館4階
電　話：03-3685-5222
ＦＡＸ：03-3685-5746
URL http://www.bcsa.or.jp

令和2年度　全国労働衛生週間 ――９月は準備期間

全国労働安全衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は７００件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

化学物質に起因する労働災害については、年間５００件程度で推移しており、危険物によるものが約４割、有害物によるものが約６割となっています。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物が８割を占めています。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしています。

このような背景を踏まえ今年度は**「みなおして　職場の環境　からだの健康」**をスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことになりました。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる〝三つの密〟（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離いでの会話や発生が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働安全衛生週間を実施することとします。

9月30日は「クレーンの日」

公益社団法人　ボイラ・クレーン安全協会

クレーンの操作や製作などに携わる関係者が、労働災害防止の認識を高めて安全作業の周知徹底を図る日。「クレーンの日」のポスター用写真及びスローガンについて広く一般から応募し、関係事業所などへ配布している。また「クレーンの日」の事業の一環として「全国クレーン安全大会」などが開催される。

東京都溶接協会　第60回 溶接技術競技会 表彰　石井、中村選手が優勝

東京都溶接協会（横田文雄会長）は７月15日、第60回溶接技術競技会の優勝者２人、アーク溶接の部・石井尊士選手と半自動アーク溶接の部・中村久美子選手に優勝旗と賞状の授与を行った。

例年は総会と合わせて表彰式を行っていたが、今年は新型コロナウイルスの影響で表彰式は中止した。横田会長が優勝者の企業において直接、優勝選手に授与を行いその栄誉を称えた。

石井選手は昨年に続いての連覇。沖縄県で昨年11月に開催した全国競技会では優良賞を獲得している。中村選手は2016年度の大会で東京都初の女性選手として優勝を遂げており、今回２度目の優勝となった。

津覇資材購買部長　津覇代表取締役専務　中村選手　横田会長

横田会長　石井選手

〈職場におけるハラスメント防止対策が強化されました〉

事業主に対し、2020年（令和4年）4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されました。（所謂中小事業主は、努力義務とし、2022年〈令和4年〉4月1日から義務化されます。）

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。ただし、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は対象となりません。

〈事業主に課される義務〉

1．事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発
- 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発

2．相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知
- 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにする

3．職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- 事実関係を迅速かつ正確に確認
- 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- 再発防止に向けた措置を講ずること
- 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知（性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む）
- 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発

職場におけるパワハラの3要素	具体的な内容
❶優越的な関係を背景とした言動	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの （例）・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
❷業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
❸労働者の就業環境が害される	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素を総合的に考慮して判断することが必要です。当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等。また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

〈職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例〉

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
⑴身体的な攻撃 （暴行・傷害）	①殴打、足蹴りを行う ②相手に物を投げつける	①誤ってぶつかる
⑵精神的な攻撃 （脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）	①人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む ②業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	①遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ②その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
⑶人間関係からの切り離し （隔離・仲間外し・無視）	①自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ②一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	①新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ②懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
⑷過大な要求 （業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）	①長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ②新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	①労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ②業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
⑸過小な要求 （業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）	①管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ②気にいらない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	①労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
⑹個の侵害 （私的なことに過度に立ち入ること）	①労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ②労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	①労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ②労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報（左記）について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

講　習　予　定　表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL　http://www.bcsa.or.jp

種類	講習名	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月～2021年3月
技能講習	玉掛け技能講習	栃木 9/1 埼玉 9/2 甲信 9/24	茨城 10/15 栃木 10/6 甲信 10/15	栃木 11/10 埼玉 11/17 甲信 11/5	栃木 12/1　1/13　2/2　3/2 埼玉 12/2　1/13　2/9 甲信 12/10　1/14　2/9　3/11
	床上操作式クレーン運転	栃木 9/8 埼玉 9/8 甲信 9/10	栃木 10/20 埼玉 10/20 甲信 10/22	茨城 11/5 埼玉 11/25 甲信 11/26	栃木 12/8　3/23 埼玉 12/15　2/17 甲信 12/17　1/21　3/25
	小型移動式クレーン運転	栃木 9/24	甲信 10/1		栃木 3/18　甲信 12/2　2/3
	フォークリフト運転	栃木 9/4　9/15 埼玉 9/14	栃木 10/13 埼玉 10/6	栃木 11/6　11/17 埼玉 11/4	栃木 12/15　1/19　2/12　2/16　3/8 埼玉 1/19　3/3
	ボイラー取扱	南関東 9/15			茨城 1/19　南関東 2/2
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者				茨城 2/9
	はい作業主任				栃木 2/8
特別教育	クレーン運転特別教育	栃木 9/29 甲信 9/17	栃木 10/26 甲信 10/27	栃木 11/25 甲信 11/16	栃木 12/22　1/26　2/25　3/15 甲信 2/22
	高所作業車運転業務特別教育				
	フルハーネス型安全帯使用作業の特別教育		福島 10/1 いわき 10/2		福島 2/10 いわき 12/7　2/22
安全衛生教育	天井クレーン定期自主検査者				南関東 1/13
	移動式クレーン定期自主検査者	茨城 9/15	南関東 10/13		
	移動式クレーン運転士				南関東 2/28
	玉掛け業務従事者				
	フォークリフト運転業務従事者				栃木 1/29

★日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。新型コロナウイルス感染防止対策により変更・取止めることがあります。
出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。　URL　http://www.bcsa.or.jp

ボイラ・クレーン安全協会	〒136－0071	江東区亀戸６－41－20 機缶健保会館２階	TEL 03－3684－5551 FAX 03－3685－2189	茨城事務所	〒300－0875	土浦市中荒川沖町２－６ ツインビル3階	TEL 029－843－0740 FAX 029－841－1968
東京事務所	〒136－0071	江東区亀戸６－41－20 機缶健保会館４階	TEL 03－3685－5445 FAX 03－3685－5746	栃木事務所	〒322－0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289－72－1717 FAX 0289－76－6090
千葉事務所	〒260－0013	千葉市中央区中央３－３－１ フジモト第一生命ビル3階	TEL 043－222－2626 FAX 043－222－3434	甲信事務所	〒400－0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番９	TEL 055－287－9511 FAX 055－287－9512
埼玉事務所	〒330－0801	さいたま市大宮区土手町１－２ JA共済埼玉ビル６階	TEL 048－643－1543 FAX 048－643－1524	福島事務所	〒963－0547	郡山市喜久田町卸３－39	TEL 024－963－1855 FAX 024－963－1866
神奈川事務所	〒221－0853	横浜市神奈川区鶴屋町3－35－1 第2米林ビル7階	TEL 045－324－2860 FAX 045－316－8768	いわき事務所	〒971－8181	いわき市泉町本谷字作123	TEL 0246－58－9300 FAX 0246－58－9301
南関東講習センター	※東京・千葉・神奈川の３事務所の講習部門を5月1日から統合します	〒136－0071	江東区亀戸６－41－20 機缶健保会館４階	TEL 03－3685－5222 FAX 03－3685－5746	※厚生労働大臣登録検査機関としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。		

講習会だより

JIS溶接評価試験

日時・会場
○十月十七日(土)　東京都溶接協会
○十月十八日(日)　東京都溶接協会
○十月三十一日(土)　東京都溶接協会
○十一月一日(日)　東京都溶接協会

予告
○十一月十四日(土)　東京都溶接協会
○十一月十五日(日)　東京都溶接協会
○十一月二十一日(土)　東京都溶接協会
○十一月二十二日(日)　東京都溶接協会

JIS溶接評価試験受験準備講習会

一、日時・会場
学科＝十月六日(火)午前九時五十分～十二時
実技＝十月六日(火)午後一時～午後五時

二、受講料(税込)
被覆アーク溶接　会員　一五、八〇〇円
　　一般　一六、八〇〇円
炭酸ガス半自動溶接　会員　一八、八〇〇円
　　一般　一九、八〇〇円
学科のみの受講も可(三、七〇〇円税込)

〈申込先〉
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島３―１―11
産学協同センター内
TEL　03-3685-5448
FAX　03-3682-4902

九月　ながつき　長月

1日▽全国労働衛生週間準備期間（9月1日～30日）
　防災の日
　関東大震災記念日
　富山八尾風の盆（中止）
4日▽敦賀気比神宮祭（中止）
7日▽白露
9日▽救急の日
　㈱三浦事務所創立記念日（72周年）
11日▽東京芝大神宮しょうが市（～21日）
13日▽世界の法の日
15日▽老人の日
　老人週間（～21日）
16日▽鎌倉鶴岡八幡宮やぶさめ（中止）
　ケミカルマテリアルジャパン2020
　パシフィコ横浜（～17日）
19日▽彼岸入り
　岸和田だんじり祭（全町曳行を自粛）
20日▽空の日
　動物愛護週間（～26日）
21日▽敬老の日
　秋の全国交通安全運動（～30日）
22日▽秋分の日
　彼岸中日
24日▽結核予防週間
25日▽彼岸明け
30日▼クレーンの日

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。